

諸外国の刑事司法制度(概要)

		日本 	アメリカ(連邦) 	イギリス (イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 	イタリア 	韓国 
起訴前の身柄拘束に関する制度	逮捕(令状の要否等)	○令状による逮捕が原則であるが、現行犯人逮捕又は緊急逮捕の場合に無令状で逮捕が可能	○無令状逮捕が広く認められている	○無令状逮捕が広く認められている	○無令状で警察留置が可能	○身柄拘束は、勾留状によるのが原則であるが、現行犯又は急速を要する場合に令状なしで仮拘束が可能	○現行犯人又は逃亡のおそれがあると認められる場合に無令状で身柄拘束が可能	○令状による逮捕が原則であるが、現行犯人逮捕又は緊急逮捕の場合に無令状で逮捕が可能
	身柄拘束期間	○逮捕・勾留を通じて最長23日間	○逮捕から大陪審による起訴まで30日以内、一定の場合に更に30日延長可能	○原則逮捕後24時間。正式起訴犯罪及び両性犯罪につき、通算最長96時間まで延長可能	○予審対象者につき、重罪の場合原則1年以内であるが、延長により通算最長4年まで可能	○起訴の前後を通じ、裁判官による勾留命令について、原則として6か月以内、事案に応じて無制限に延長可能	○公判開始決定までの保全拘禁期間は、例えば長期20年を超える罪の場合、原則1年、最長1年半まで延長可能	○警察・検察を通じて最長30日間
捜査機関による捜索・差押え(令状の要否等)		○令状によるのが原則であるが、逮捕に伴う捜索・差押えは無令状で認められる	○令状によるのが原則であるが、自動車の捜索を行う場合、緊急性のある場合、ブレイクビューなど、無令状による捜索・差押えが認められている	○令状によるのが原則であるが、正式起訴可能犯罪の被疑者を無令状逮捕する際に無令状でその被疑者方の捜索を行えるなど、無令状による捜索・差押えが認められている	○予審判事が、自らの権限により捜索・差押えを行う ○重罪の現行犯捜査については、警察官も無令状で捜索・差押え可能	○裁判官の命令による捜索・差押えが原則(緊急時は、検察官等の命令による)	○予備捜査担当裁判官のみならず、検察官による理由を付した命令によっても捜索・差押えが可能	○令状によるのが原則であるが、逮捕に伴う捜索・差押えは無令状で認められる
取調べに関する制度	録音・録画を義務付ける制度の有無	○なし	○なし(州によっては義務付けられているところもある)	○警察署における被疑者の取調べについて、録音義務あり(略式起訴犯罪は除く)	○警察留置中の重罪被疑者の取調べ及び予審判事による重罪の予審対象者の取調べについて、録音録画義務あり	○なし	○身柄拘束中の被疑者について、録音又は録画の義務あり	○なし(録画制度はあるが、義務付けはされていない)
	弁護人立会いに関する制度	○なし	○身柄拘束中の被疑者の取調べについて、被疑者の求めがある場合、弁護人を立ち合わせる必要あり(被疑者の権利放棄は可能)	○被疑者の求めがある場合、弁護人を立ち合わせる必要あり(被疑者の権利放棄は可能。一定の事由がある場合は立ち合わせなくてもよい)	○予審判事による予審対象者の取調べ及び警察官による被疑者の取調べについて、弁護人立会いの上でなければ取調べ不可(権利の放棄は可能。警察留置中の被疑者の取調べについては、弁護人立会いを一定期間禁止することが可能)	○捜査裁判官・検察官による被疑者の尋問・取調べについて、弁護人に立会権あり(ただし、弁護人は、差支えを理由とする期日変更を請求できない。警察官による被疑者の取調べについては、義務付けなし)	○身柄拘束の有無にかかわらず、取調べの24時間前に弁護人に通知しなければならない。弁護人の要求があれば立ち合わせる義務あり(警察官による被疑者の取調べにおいて、被疑者から自発的申告の聴取を行う場合等の例外があるが、証拠使用に制限を受ける)	○身柄拘束の有無にかかわらず、被疑者等の求めがある場合、弁護人を立ち合わせなければならない(ただし、弁護人が取調べに不当に介入するなどした場合、取調官において弁護人を退去させることができる)
取調べ以外の証拠収集方法	供述に頼らずに事件を解明するための手段等	○通信傍受(対象犯罪が限定されている) ○おとり捜査(限定的) ○DNA型データベース(それを前提とする法制度は存しない)	○通信・会話傍受(対象犯罪が広範) ○おとり・潜入捜査(広範に認められている) ○DNA型データベース(一定の罪により逮捕された者等から同意無しで採取が可能) ○大陪審によるサビーナ(提出命令)	○通信・会話傍受(対象犯罪が広範) ○おとり・潜入捜査(広範に認められている) ○多数の監視カメラ ○DNA型データベース(拘禁刑により処罰可能な罪により逮捕された者等から同意なしで採取が可能) ○黙秘した事実から適当と思われる推論が可能	○通信・会話傍受(対象犯罪が広範) ○おとり・潜入捜査(広範に認められている) ○DNA型データベース(性犯罪等につき有罪判決を受けた者から採取が可能、採取拒否に罰則あり)	○通信・会話傍受(対象犯罪が広範) ○おとり・潜入捜査(広範に認められている) ○DNA型データベース(性犯罪等の嫌疑がかけられている者等から同意なしで採取が可能)	○通信・会話傍受(対象犯罪が広範) ○おとり・潜入捜査(広範に認められている) ○DNA型データベース(性犯罪等の嫌疑がかけられている者等から同意なしで採取が可能)	○通信傍受(対象犯罪が広範) ○DNA型データベース(一定の罪により拘束された者等から同意なしで採取が可能) ○指紋登録制度(17歳以上の国民を対象)
	取調べ以外の方法により供述の獲得を可能・容易とする手段等	○第1回公判期日前の裁判官の証人尋問(不可欠な場合に限る)	○大陪審による出頭・証言強制 ○刑事免責(注1) ○司法取引(注3)	○検察庁、重大経済犯罪庁による質問への回答、文書及び情報提供の強制 ○捜査協力型減免制度(注2) ○司法取引(注3)	○予審判事による出頭・証言強制あり ○改悛者制度(注2)	○検察官又は捜査裁判官による出頭・証言強制あり ○王冠証人制度(注2) ○合意制度(注4)	○検察官又は裁判官による出頭・証言強制あり ○改悛者制度(注2)	○第1回公判期日前の裁判官の証人尋問(不可欠な場合に限る)
公判	訴訟構造	○当事者主義的	○当事者主義的	○当事者主義的	○職権主義的	○職権主義的	○当事者主義的	○当事者主義的
	国民参加制度の概要	○裁判員制度 ○裁判官3名、裁判員6名 ○裁判員は、有罪・無罪と量刑について判断	○陪審制 ○陪審員12名 ○陪審員は、有罪・無罪についてのみ判断	○陪審制 ○陪審員12名 ○陪審員は、有罪・無罪についてのみ判断	○参審制 ○裁判官3名、参審員9名 ○参審員は、有罪・無罪及び量刑について判断	○参審制 ○裁判官3名、参審員2名(地裁大刑事部の場合) ○参審員は、有罪・無罪及び量刑について判断	○参審制 ○裁判官2名、参審員6名 ○参審員は、有罪・無罪及び量刑について判断	○国民参与制 ○事案に応じ、陪審員5~9名 ○陪審員は、有罪・無罪及び量刑について判断するが、裁判官を拘束しない
	無罪率(否認事件の無罪率)	約0.1%(約2.7%) ○2009年 ○無罪率は、通常一審における全部無罪事件数/判決件数 ○否認事件無罪率は、否認事件の全部無罪判決数/否認事件の判決件数	約0.4%(約15%) ○2010年 ○無罪率は、連邦事実審における無罪事件数/有罪答弁を含む全事件数 ○否認事件無罪率は、無罪事件数/公判が開かれた事件数	治安判事裁判所 約2%(不明) クラウンコート 約18%(62%) ○2009年 ○無罪率は、無罪事件数/有罪答弁を含む全事件数 ○否認事件無罪率は、無罪事件数/無罪答弁事件数	重罪第1審 約6.4%(不明) 軽罪第1審 約4.3%(不明) ○2008年 ○無罪率は、無罪宣告人員数/宣告人員数	約4%(不明) ○2009年 ○無罪率は、無罪事件数/終局判決数	約20.7%(不明) ○2010年のローマ地裁における統計 ○無罪率は、無罪事件数/全処理事件数	約0.5%(不明) ○2010年 ○無罪率は、一審無罪宣告人員数/一審宣告人員数

(注1) 刑事免責

刑事免責とは、自己負罪拒否特権に基づく証言拒否権の行使により犯罪事実の立証に必要な供述を獲得することができないという事態に対処するため、共犯等の関係にある者のうちの一部の者に対して証人尋問の手續の主宰者が証言命令を発することによって自己負罪拒否特権を失わせ、供述義務を課す一方、その証言を当該証人の不利益には使用できないこととする制度をいう。

(注2) 改悛者制度，王冠証人制度，捜査協力型減免制度

いずれも、被告人が捜査に協力し、あるいは、犯罪の発覚又は防止に貢献するなどした場合、刑の減輕・免除等の恩典を付与する制度である。

(注3) 司法取引

典型的には、被告人が有罪答弁をし、あるいは、捜査機関に協力することなどの見返りに、検察官が訴因の縮減や求刑の軽減等の利益を供与するといった合意を、検察官と弁護人・被告人との間で成立させる仕組みをいう。有罪答弁制度の下においては、有罪答弁がなされると、公判審理は行われず、直ちに量刑手續に移行する。

(注4) 合意制度

裁判所と訴訟関係人（検察官，被告人・弁護人）との間で、手續の進行と結果について合意することができる制度であり、被告人の自白を要件とし、裁判所の関与の下、例えば、科されるべき刑の上限及び下限について合意することも可能とされる。

(注5) データバンクへのアクセス

内務省のデータバンクに、指紋情報，戸籍等の身分情報，居住地情報，ホテル宿泊情報，クレジットカードや銀行口座の保有・開設情報等が登録され，捜査官が直接アクセスできる仕組みが構築されている。